

令和6年9月12日（木曜日）

令和5年度決算審査特別委員会

（第4日目）

令和5年度決算審査特別委員会第4号

令和6年9月12日（木曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（12名）

委員長	後 藤 伸太郎 君	
副委員長	村 岡 賢 一 君	
委員	伊 藤 俊 君	阿 部 司 君
	高 橋 尚 勝 君	須 藤 清 孝 君
	佐 藤 雄 一 君	佐 藤 正 明 君
	及 川 幸 子 君	今 野 雄 紀 君
	三 浦 清 人 君	菅 原 辰 雄 君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 仁 君
副 町 長	三 浦 浩 君
総 務 課 長 兼 歌 津 総 合 支 所 長	千 葉 啓 君
企 画 課 長	岩 淵 武 久 君
町 民 税 務 課 長	高 橋 伸 彦 君
保 健 福 祉 課 長	及 川 貢 君
環 境 対 策 課 長	菅 原 義 明 君
農 林 水 産 課 長	遠 藤 和 美 君
商 工 観 光 課 長	宮 川 舞 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	男 澤 知 樹 君

上下水道事業所長	山内 徳雄 君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明 君
教 育 長	齊藤 明 君
教育委員会事務局長	芳賀 洋子 君
代表監査委員	横山 孝明 君
監査委員事務局長	佐藤 正文 君
選挙管理委員会 事務局書記長	千葉 啓 君
農業委員会事務局長	遠藤 和美 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐藤 正文
主 事	小野 真里

## 令和5年度決算審査特別委員会の会議の概要

午前10時00分 開会

○委員長（後藤伸太郎君） おはようございます。

決算審査4日目に突入いたしました。どうぞ十分な審査を尽くしていただくとともに、質疑に当たっては論点を明確にした上で簡潔かつ明瞭なる質疑を、答弁に当たってはそれと正対する堂々たる答弁を期待するものであります。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年度決算審査特別委員会を開会いたします。

暑い方は脱衣を許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、認定第1号令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の歳出の審査を継続します。

9款教育費までの審査が終了しています。10款災害復旧費から12款予備費まで、179ページから186ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） それでは、決算書179、180ページ下段から10款災害復旧費について御説明いたします。

まず、10款全体の予算執行率は62.8%、対前年度比79.0%の減となっております。

それでは、1項農林水産業施設災害復旧費から目ごとの決算状況を御説明いたします。

まず、1目農業施設災害復旧費につきましては、令和5年6月豪雨による農業施設災害復旧に係る経費などであり、予算執行率12.8%、対前年度比51.5%の減額となっており、減額の主な要因につきましては、頭首工の復旧に係る令和5年度の執行が応急仮復旧工事などになったことによるものであります。執行率につきましては、同じく頭首工の災害復旧工事の本体工事を令和6年度に繰り越したためとなっております。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 続きまして、2目林業施設災害復旧費でございます。

執行率は79.9%でございます。対前年度比はマイナスの3.2%となっております。決算書は181ページから182ページ、附表につきましては127ページから129ページとなっております。

3目漁港施設災害復旧費でございます。

決算書は181ページから182ページ、附表につきましては129ページとなっております。

執行率につきましては85.2%、対前年度比につきましてはマイナスの99.2%となっております。主な要因といたしましては、防潮堤の災害復旧工事の進捗に伴う減でございます。

続きまして、2項公共土木施設災害復旧費でございます。

1目道路橋りょう災害復旧費、執行率59.1%、そのほか38.2%を次年度に繰越しをさせていただいております。対前年度比はプラスの11%となっております。増額の主な要因といたしましては、公共災害復旧工事の進捗に伴う増となっております。

2目河川災害復旧費でございます。

決算書のページ数は181ページから182ページ、附表につきましては132ページから134ページとなっております。

執行率は74.7%、そのほか15.6%を次年度に繰越しをさせていただいております。対前年度比につきましてはプラスの83.4%となっております。主な要因といたしましては、先ほどと同様、災害復旧工事の進捗に伴う増となっております。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） おはようございます。

それでは、183、184ページをお開き願います。

11款の細部説明をさせていただきます。

公債費につきましては、町債の元金及び利子の償還金でございます。

1項1目元金の執行率は100%で、前年度対比で0.3%の増となっております。

2目利子の執行率は98.6%で、前年度対比では0.4%の増となっております。元金、利子ともほぼ前年度並みとなっているところでございます。

最後となります12款予備費につきましては、予見し難い予算超過に対応する財政調整のため、決算書に記載のとおり充用させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 決算書181ページ、漁港施設災害復旧費ということで、これは福島沖の地震の分の復旧工事ということなんですけれども、それと関連ぼくなるんですが、実は折立漁港に関してなんですけれども、その部分で何か底が浅いというか、岩か瓦礫が出ている部分があって、その分は災害でそうなったのか、自然だったのか、その辺、もしお分かりでしたら伺いたいと

思います。

あともう1点は予備費について伺いたいと思います。

予備費、先ほど課長説明あったんですけれども、3億2,000万円補正なって、そのまま3億1,800万円が不用額となったんですけれども、3億円を予備費に補正した想定される何かというか、事案、どういったやつが想定されたのか。その3億円の補正の根拠といいますか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 折立漁港の異物ということでございますが、私が認識しているものかどうか分かりませんので何ともお答えのしようがございませんが、震災前はなかったとすれば東日本大震災による何らかの影響なのかなとは考えられますが、場所が明確ではございませんので、大変恐縮ではございますが、明確な答えについては控えさせていただきます。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 予備費についての御質問でございました。

たしか補正予算で立てたと思います。今後、予見し難い災害等ということもありますので、財源調整ということで補正をさせていただいたというところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 折立漁港に関しては、それ災害だったら復旧なる可能性があるのかどうか、その点だけ伺っておきたいと思います。

予備費に関しては、財源調整ということなんですけれども、常時3億円ぐらいあれば、ある程度のことには対応できると、そういう想定なのかどうか再度確認させていただきます。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） その案件が災害復旧に当たるかどうかということでございますが、災害復旧には当然ながら要件、事象等々ございますので、それが東日本大震災に起因するものということであれば、今現状では災害復旧というくくりには入らないかなと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 3億円という金額でございますけれども、どれぐらいあれば充足するかということではなくて、結果的に今年度は3億円の財政調整をしたというところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 災害復旧ということですが、災害、3.11によって漁港内に、取り切れないとい

いますか、当時は瓦礫処理をやってもらったんですが、取り切れないものがあるんです。それはなかなか難しいんですよ。課長は知っているとは思いますが、地域の方々からも話が来ているかと思うんですが、船では難しい、おかからの重機は難しいという状況になっています。干潮のときに船外機にぶついたりいろいろあるんですけれども、そこで、漁港の管理と申しますか、責任と申しますか、何かあった場合の、それは町はどこまで責任を負えるのかということなんです。例えば農道とか町道で事故った場合に、整備が悪いために賠償責任ということいろいろやられていますけれども、漁港の中で不整備によつての町の責任というか、賠償請求を受けた場合、どこまで法的にあるのかということが、もし決まりがあるのであればお知らせいただきたい。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 事象によるかと思しますので明確にはお答えできませんが、例えば防波堤が崩れて何らかの被害が起きたとか、それは管理不十分という意味合いでございしますが、そういった関係であれば、当然管理は町ということございしますので、町に責任というのは当然ながらあろうかと思しますが、自然現象等の事象によつて起きたものに関しましてどうかということになりますと、それはケース・バイ・ケースになろうかと思しますので、この場では明確にお答えはできません。ただ、先ほどの突出物等々というものにつきましては、できる限りその都度その都度、除去を順次してまいってきておるところではございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 町が管理する漁港、私が言ったのは、海底の中にある、防波堤の中の中なんです。干潮、満潮によつて出て、船外機がぶつかった、へらを壊したとか、そういう事故がある。その際に話したのは、要は町の管理あるいは事故の賠償責任というのは海中の中まで発生するのかということを知りたいわけです。企画課長が詳しいから、ひとつ、知り得る範囲内でいいですから、どうなんでしょう。まだそういう責任のなには出てきませんけれども、今後来る可能性があります。へらぐらいならいいんですけども、大きく事故になってけがなどをしたのであれば、これは管理責任というか、その辺が問われるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 建設課長からお答えさせていただいているとおりにかと思うんですけれども、一般的なこととお話をさせていただければと思いますけれども、それが海底、海中に及ぶかどうかというのは私も定かではございませんので御了解をいただきたいんですが、例えば先ほど委員からお話ございました町道の管理の瑕疵といった点に照らせば、そういった

ことと同じテーブルで検討する場合と仮定いたしますれば、町道に例えば穴がありました、その穴によって町民の車両のタイヤがパンクしましたと。そうした場合に、じゃあ全てその穴を放置していた町側の責任かといいますと、運転者は注意義務といったものを負っておりますので、その注意義務をどのぐらい予見、認知できたのかといった部分でも責任の有無あるいは割合といったものが変わってきますので、一般的に考えれば、岩礁等がどういった状況で露出しているのかといった状況等に照らして、それが町なのか国なのか県なのかといった部分もあろうかと思えますけども、建設課長の話の繰り返しとなって恐縮ですけれども、ケース・バイ・ケース、そのときの状況に応じて責任の分担というのはされるんだろうと、すいません、一般的なお話で恐縮ですが、御理解をいただきたいと思えます。

○委員長（後藤伸太郎君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 災害、3.11のそれによってできたもので間違いはない。今、現物としてある瓦礫、一般的な表現の瓦礫、まだ取り除いてないと。それから、国なのか県なのかということは、要するに第1種漁港か第2種漁港かによって変わってくるだろうという発言だと思うんですが、私が言っているのは第1種漁港、県でも国でもない、町のことなので、できれば早く、ただ、先ほども言いましたように、なかなか工法が、取り除く工法がなかなか難しいんです。困っています、町長。何とかやる方法を、課長、みんなで話し合いをしてやっていきたいと思うので、ひとつこれからも考えていただきたいと思えます。終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。（「なし」の声あり）なければ、10款災害復旧費から12款予備費までの質疑を終わります。

以上で歳出に関する質疑を終了します。

これをもって一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第2号令和5年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。



令和5年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 認定第2号令和5年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

初めに、決算の全容について御説明いたします。

決算書の212ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額20億6,583万1,157円、歳出総額20億986万6,925円、歳入歳出差引額5,596万4,232円の黒字で決算いたしました。令和6年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も形式収支額と同額であり、黒字で決算いたしております。

決算書の188ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比について申し上げます。

1款国民健康保険税、構成比15.9%、対前年度比プラス5.6%、2款使用料及び手数料、構成比ゼロ%、対前年度比プラス1.1%、3款国庫支出金、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス80.2%、4款県支出金、構成比68.2%、対前年度比マイナス0.1%、5款財産収入、構成比ゼロ%、対前年度比プラスの2264.3%、6款繰入金、構成比9.9%、対前年度比プラス33.1%、7款繰越金、構成比5.9%、対前年度比マイナス20.9%、8款諸収入、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス67.6%、歳入合計額の対前年度比はプラスの1.7%ですので、ほぼ前年度並みと言ってよいかと存じます。

なお、国民健康保険税の収納率は95.0%、前年度は96.2%でございました。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 続きまして、歳出について御説明申し上げます。

決算書202ページ及び203ページをお開き願います。

まず1款総務費、国保特別会計を運営するために必要な職員の人件費、電算システム等の物件費及び保険税の徴税費を含む総括的な管理経費が主な支出となります。予算に対する執行率は88.3%、前年度比較では20.1%の減となっております。減額の要因といたしましては、1項1目一般管理費における人件費等の減、2項1目賦課徴収費で令和4年度にシステム改修を実施したことによる減でございます。

次に、204ページ及び205ページから206ページ及び207ページになります。

2款保険給付費は、被保険者の疾病、負傷等の療養に対して保険者が負担する療養諸費、そ

れから高額療養費、出産、葬祭に対する給付が支出の内容となっております。予算に対する執行率は95.4%、前年度比較は0.37%の減となりました。

206ページ及び207ページの中段になります。

国民健康保険事業納付金は、県国民健康保険団体連合会から各医療機関に支払われた医療費のうち、国保税等で負担すべき額として町の国保会計から宮城県国保会計に納付することとなっている負担金的な性格の支出でございます。前年度の給付の実績、それと国保税額を勘案して積算されております。予算に対する執行率は99.9%、前年度比較では6.2%の増となっております。

次に、208ページ及び209ページになります。

4款共同事業拠出金は、年金機構からの被保険者の年金受給情報の提供に係る共同事業の拠出金です。

次に、5款保健事業費については、生活習慣病を中心とした疾病予防、それから医療費抑制を目的に実施する健康診査、健康指導等に係る経費でございます。予算に対する執行率は86.8%、支出額については前年度比57.2%の増であります。増額の要因といたしましては、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定と特定健診受診率向上支援事業を実施したためであります。

次に、210ページ及び211ページをお開き願います。

6款基金積立金については、財政調整基金及び基金の利息の積立てです。

7款公債費については、一時借入金に係る利子分でございます。

8款諸支出金は、国保資格の遡及喪失、それから所得の修正申告等による国保税の還付金、過年度の国庫補助金等の精算に係る返還金、それと国保診療施設としている南三陸病院への繰出金となります。予算に対する執行率は85.8%、前年度比較は78%の増となりました。増額となった要因といたしましては、国保調整交付金による医療機器購入分として南三陸病院への繰出金が増したためであります。

9款予備費については、5款1項特定健康診査事業費を充用しております。

以上、国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしく願います。

○委員長（後藤伸太郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 1点お尋ねいたします。

ページ数は、決算書208、209ページになります。

1項1目特定健康診査等事業費について、特定健診についてお尋ねしたいと思います。

附表も参考にさせていただきますと141ページ、令和5年度については受診者が1,231名で受診率が47.02%、前年比から微増しているというデータなんですけれども、委託料で1,245万円等々、それから受診率向上支援事業委託料として343万円ほど計上されていて、1,600万円ぐらいお金をかけてやっている事業なんです、委託料についてお聞きしたいのは、これは受診率によって、本来であれば100%というのがマックスの数字だと思うんですけれども、例えば半分にとどまっていると委託料もそれに応じて、成果報酬みたいな形ですけれども、増減があるのか、ないのか、その点が気になりましたのでお聞きしたいのと、もともとこの受診率というのが前年から上がっているものですよね。果たしてこれが高い数字なのか、それとも低いのかということがこの数値からどう捉えることができるのか、その点をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 特定健診につきましては、40歳以上の被保険者が受診するものなんですけれども、受診率47.02%、決して高い数字ではなくて、県内でも大体35市町村のうちの20前後ということで、高い数値ではございません。当然その人数によって委託料については上下するものでございますけれども、これはここ数年こういった40%台の数字でありまして、ただ、二、三年前ですか、コロナの頃は健診に行く人と人混みということもありまして、そういった関係で受診控えといいますか、健診に行く方が少ないこともございました。その後、年々上がっている状況です。

昨年実施しました特定健診受診向上支援事業というのは、これまでなかなか受診されない方々に対して受診を勧奨するために、そのケースに応じた、年代別とかそういった部分のデータを抽出して、連合会と一緒にやったんですけれども、そういった事業で、昨年度だけ特別にやった事業であります。実際のところ、この支援事業を活用したところ、思ったより受診率が上がらなかったこともありまして、連合会ではまだ継続して事業をやっているんですが、令和6年度については一旦様子を見るといいんですが、それで受診率下がればまた翌年度にその支援事業を実施するかどうか検討するというようにしております。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 なかなかお金をかけても特段に成果が上がるかという難しい部分もあったのではないかなと思いますし、これはどうしても強制的な義務ではないと思うので、御本人というか、受診者の意識を上げていかないと当然これは上がっていかない数字だと思っております。

ただ、個人にとってもこれを受けないことによっていろいろなリスクというのが考えられる、あると思うんですが、一つお聞きしたいのは、町にとって、例えばこの受診率が上がらないことによって何かデメリットというか、リスクが存在するのかどうかという部分をお聞きしたいと思います。

というのは、附表の隣のページ、140ページに関わる部分と推察するんですが、後期高齢者医療制度について、後期高齢者支援金等分の負担が何か受診の実施率によって変わってくるみたいな記載がある資料もありましたので、実施率が上がらないとこの負担も増えていく関連性があるのかどうかという部分を教えていただければと思います。

そして、実際受けた方がいらっしゃいますね、保健指導対象者として。受けられた方は、改善方向に向かうのかどうか、何か情動的なものがあるのかどうか、そこをお示しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） まず、受診率が低い一つの要因といたしましては、例えば既に何らかの疾患で、例えば高血圧の疾患で既に通院している方々、そういった方々は定期的に医療機関で検査と申しますか、健診と同じような項目、重複する項目があると思うんですけれども、それらを定期的に受けているから、まあいいやという感じの方もいらっしゃいます。

それから、健診、デメリットですか、健診しない場合のデメリット、健診しない方、さらに今話したように医療機関で受診していない方について、何も健診というか、検査してない方々なので、そういった方々は突然体調を崩したりというか、疾患、病気になって、そういった場合に、例えば国保の被保険者であれば医療費がかかります。健診の目的の一つに医療費の抑制というのがございますので、健診を受けないデメリットとすれば、本人の体調のあれですか、疾病予防、それから国民健康保険の医療費の抑制がならないというか、それがデメリットになると思います。

後期高齢者の分につきましては、後期高齢者がどんどん今増えている状態です、多分ここ二、三年がピークで後期高齢者の数というのは増えていくと思います。当然その方々の医療費に対して、かかればかかるほどこちらの負担というのが出てきますので、ですから後期高齢者になる前に疾病予防しておかれたほうが良いと考えております。

それから、保健指導の結果というものは当然保健福祉課の健康増進係でも押さえていますし、我々にもその結果というのはフィードバックされてきております。

○委員長（後藤伸太郎君） ちょっと2点目違う。受診率を参照して、それによって負担額が変わる仕組みになっている負担金等がありますかという質疑だったと思います。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 後期高齢者の負担金に対して、受診率については特に加味されておられません。あくまで医療費について計算されます。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 私の質問の仕方も悪かったかもしれませんが、国に納める分の後期高齢者支援金が、特定健診の受診率によって、低ければその支援金の負担が大きくなるのかどうかという意味合いで先ほど2点目についてはお聞きしましたが、内容は分かりました。

私もさらにこの部分は調べて勉強したいと思うんですけども、先ほど申し上げましたとおり、個人の意識によるものも非常に大きいと思いますので、いろいろな形で啓発が私はあると思うんですが、最後にお聞きしたいのは、これほどまで参照されているかというのを附属でお聞きしたいんですけども、「みやぎ健康3.15.0（サイコー）宣言」をやっているんですかね、県で。いろいろメタボリックシンドロームなるものを改善するために、減塩3グラムの「3」、あと15分歩く「15」、そして受動喫煙と虫歯ゼロを目指して「3.15.0（サイコー）宣言」みたいなことをやっているとことなんです、町で何か、県に倣えというわけではないんですけども、町として何か啓発部分で工夫されている部分があるか、最後にお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） その運動は、大変申し訳ありません、私は分かりかねます。

確かに塩分の取り過ぎ等は高血圧の原因とかなりますので、今後、国民健康保険の被保険者に対してもそういった部分をお伝えしながら疾病予防に努めていきたいと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって認定第2号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第3号令和5年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和5年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） それでは、初めに、決算の全容について御説明申し上げます。

決算書の223ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額1億6,717万3,298円、歳出総額1億6,627万9,520円、歳入歳出差引額89万3,778円で決算いたしました。令和6年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も形式収支額と同額であり、黒字で決算いたしました。

213ページへお戻り願います。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比について申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、構成比73.8%、対前年度比プラス10.0%、2款使用料及び手数料、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス2.9%、3款繰入金、構成比23.6%、対前年度比プラス3.5%、4款繰越金、構成比2.4%、対前年度比プラス24.0%、5款諸収入、構成比0.2%、対前年度比マイナス28.0%、後期高齢者医療保険料の不納欠損額1万500円は時効完成によるものがあります。歳入合計額は対前年度比でプラスの8.6%です。これは、後期高齢者医療保険料収入普通徴収分の増加が要因の一つであると捉えております。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 続きまして、歳出について御説明申し上げます。

決算書221ページ及び222ページをお開き願います。

歳出につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合に対して、町が徴収した保険料、それから町の特別会計において負担すべき納付金が主な内容であります。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、予算に対する執行率99.2%、対前年度比較では9.7%増となっております。納付金につきましては、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、宮城県後期高齢者広域連合に対し、被保険者から徴収した保険料等徴収金、それから保険料軽減

に係る一般会計繰入金を納付するものでございます。

2 款諸支出金は、保険料の過誤納還付金及び一般会計への繰出金です。

3 款予備費の支出はございませんでした。

以上、簡単ですが、後期高齢者特別会計決算の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって認定第3号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第4号令和5年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和5年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 初めに、決算の全容について御説明申し上げます。

254ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額17億500万4,195円、歳出総額16億3,210万2,689円、歳入歳出差引額7,290万1,506円で決算いたしました。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額も形式収支額と同額でございます。黒字で決算いたしました。

224ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比について申し上げます。

1 款保険料、構成比18.8%、対前年度比プラス1.0%、2 款使用料及び手数料、構成比ゼロ%、対前年度比プラス35.4%、3 款国庫支出金、構成比23.9%、対前年度比マイナス1.8%、4 款支

払基金交付金、構成比23.5%、対前年度比プラス1.9%、5款県支出金、構成比13.8%、対前年度比プラス3.8%、6款財産収入、構成比ゼロ%、対前年度比プラス1552.9%、7款繰入金、構成比14.2%、対前年度比プラス7.8%、8款繰越金、構成比5.9%、対前年度比プラス95.2%、9款諸収入、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス96.9%、介護保険料の不納欠損額8万5,600円は時効完成によるものであります。歳入合計額は対前年度比でプラスの4.8%です。介護保険料の収納率は99.7%となっております。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 続きまして、歳出について御説明をいたします。

決算書は238ページ、239ページをお開き願います。

1款総務費、総務費全体の予算に対する執行率は84.7%で、決算額の対前年度比は21.8%の増となっております。介護保険特別会計を運営するために必要な職員の人件費や事務的経費、介護認定審査に要する経費を支出してありまして、増額の主な理由につきましては、1項1目委託料における第9期介護保険事業計画の策定及び制度改正に伴うシステム改修を行ったことによるものでございます。

続きまして、240、241ページから246、247ページまで、2款保険給付費です。

2款全体の予算に対する執行率は98.2%で、決算額の対前年度比は3.9%の増となっております。保険給付費につきましては、全体としては前年度と同規模の決算状況となっておりますが、1項介護サービス等諸費における目単位で見た場合、1目居宅介護サービス給付費で1,800万円ほど、5目施設介護サービス給付費で3,900万円ほどの増加となっており、このうち施設介護サービス給付費につきましては、介護老人保健施設等において、より介護度の高い方の利用が増加していることが要因となっております。

なお、2項介護予防サービス等諸費、3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費、6項特定入所者介護サービス等費を含めた各給付項目ごとの詳細につきましては、決算附表148ページから149ページに記載をしておりますので、御参照願います。

続きまして、246、247ページの中段から250、251ページの中段まで、3款地域支援事業費です。

3款全体の予算に対する執行率は89.3%で、決算額の対前年度比は1.1%の増となっております。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムを推進す



るために要した経費でありまして、要支援1及び要支援2の方へのサービス給付費や介護予防教室委託料、地域包括支援センターの運営に係る職員人件費、生活支援コーディネーター委託料、認知症対策に関する経費などがございます。

続いて、4款基金積立金です。

予算に対する執行率はほぼ100%でございます。

続いて、5款諸支出金です。252、253ページへと続きます。

5款全体の予算に対する執行率は99.0%で、決算額の対前年度比は116.1%の増となっております。主な理由といたしましては、国庫支出金等の過年度分償還金が前年度と比較し増となったためでございます。

6款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出に係る細部説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 1点だけお尋ねしたいと思います。

ページ数は246、247ページの部分、3款2項1目一般介護予防事業費、附表を参照しますと152ページの部分でございますが、昨年もこの部分をお聞きして、いきいき百歳体操、ますます頑張っていこうみたいなお話でまとまったのかなと思ったんですが、実績的には変わらなかったのかなと見て取れました、資料は。現場もいろいろまた要因があるかと思うんですが、増えなかった理由等々課題があればお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 団体数のお話かと思いますが、それぞれ包括センターの中でいろいろな取組を進めているところではありますが、団体数については28団体ということで、昨年度と同数といった結果となっております。

理由という理由は、なかなか難しいんですけれども、一定程度、地域の中でそういう活動をしている団体が、ある程度そういった活動の立ち上げというのが終わっているのかなというところも一つあります。

なお、この点に関しては、当然介護予防を進める上で一つ大きな事業でございますので、引

き続き町民に広く活動していただけるように取組を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 難しい部分はあるかと思えます。特にお世話役となる方がいないと、いざ人を集めようと思ってもなかなか声がけは難しいと思えますし、またそれをさらに1回2回じゃなくて継続していくとなると、またこれもお世話役になる方の御負担とかというのいろいろな大変なものであるということは分かっております。

ただ、課題は見えているので、そこを一つずつ何かアプローチ、アクションしていくことで、少しでも改善方向に向かえばと思うんですが、今、補助が一応出ているんですよね、取り入れるときにいろいろ機材を、同僚委員が一般会計でお話ししましたけれども、お茶代とかそういうものに使えないにしてもいろいろな形で、例えば、やるための機材とかはそろえなければいけないというか、必要なものは補助の対象になると思うんですけども、例えばこれを課長がおっしゃったように一人でも多くの方に知ってほしい、参加を促していくに当たって、広報的な部分に対して何か補助の対象にするとかという工夫はできないのかどうか、場所があって、場所をつくって、そろえました、いろいろ準備しました、それを知っていただくための部分に対して補助を少しでも対象範囲を拡大して促すことができるかどうか、小さな工夫ですが、そういうことが可能かどうか教えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 例えば介護予防で必要になるおもり代とか、あとはDVDといったところがこれまで申請が出されて補助してきた経緯がございます。その中で、介護予防に資する部分ということで、例えば料理教室をしたいというところであれば材料代等のそういった補助はできると考えております。いきいき百歳体操のみならず、例えば輝き教室等においては、今、歌津総合支所で集約的に行っているところでもありますけれども、志津川からの参加者をバスで送迎したりといった取組も近年進めております。

全体の中で必要な部分、そういったところが出てくれば、その都度検討して支援して、なるべくこういった介護予防教室に皆さんが参加いただけるように体制をつくっていきたいと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 各団体でそれぞれ努力する部分もあると思えますし、また町として、町全体に啓発する部分、いろいろ整理して事業に当たっておられると思っております。

行って楽しいとか、やってよかったという部分がないと、なかなか口コミで広げるにしても

広まっていけないという部分において、何か対象となる皆さんが楽しく参加できるような、そんな雰囲気づくりというのは、これは町当局単独だけではなくて、いろんな方々と手を取り合っていてやっていくものと思うんですが、その辺の取り組み方、現場で何かそういったことも工夫されているかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） それぞれの集まりの中で、様々な、例えば健康運動指導士の講話をいただいたり、実際に体の動きなどといったところをやりながら講話を受けたりということもありますし、また保健師等が出向いてフレイル予防講座等も行っております。そういったいろいろなところと組み合わせて、委員が前におっしゃいましたようにマンネリ化しないような取組というのを、そういうのも心がけてやっておりますので、引き続きその辺に関しては意を用いて進めていきたいと思えます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございませんか。佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 それでは、1件だけお願いしたいと思います。

246ページの介護予防生活支援サービスの関係なんですが、町内にケアマネは何人ぐらいいるんでしょうか。

それと、周りを見ますと利用者が登米市に流れているみたいなので、その辺もこれから考えていかなければならないんじゃないかと思えます。その辺、お聞きしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） ケアマネの人数という御質問ですけれども、昨年度までは5人です。2つの居宅介護支援事業所の中で5人の方に活動していただいていたけれども、今年度に入り1人増えたといったお話を伺っておりますので、現時点では6人なのかなというところでございます。

当然その中で全て町内のケアマネで担えるというわけではございませんので、気仙沼市、登米市のケアマネを利用されている方が一定程度いらっしゃるということで、その中で登米市の施設を使ったりというのは現実としてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 利用者に聞いてみますと何か登米市のほうが入所の金額が安いような感じで、何かその辺、当町でも考えていながら、家族が通いやすいような体制を今後取っていくべきだと思えますが、そういう施設を増やすというか、町長、そういう考えはありませんか。

○委員長（後藤伸太郎君） どなたでも答弁いただければ。三浦副町長。

○副町長（三浦 浩君） 介護施設につきましては、従来、その地域でどれぐらいの介護の数が  
必要かといったことも勘案しながら、県での許可もございましたが、現在はそういった基準が  
なくなりました。ほぼ民間企業が多いものですから、そういった競争といいますか、そういつ  
たシステムに変わってきております。

その中で、施設の居室の料金でありますとか、そういったことも町で決める料金ではありま  
せんので、施設側で決定する料金でございますので、町内に誘導とかそういったことはなかな  
か難しい状況でございますので、家族の方々からいろいろな相談を受けた場合にはそういった  
ことも相談に乗って、できるだけ近くがいいということであればそういった相談にも乗ってい  
ければと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 一番は家族の通いが大変なんですよね。幾らかでも安くしていただくという  
身の回りも毎日のように通ってやらなければならないような状態なので、できればそういう事  
業所が誘致できるような形で、今後、この町も高齢化が進むということでございますので、そ  
ういう見通しをしながら計画をしていく必要があるのかなと私は思いました。よろしく願い  
します。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） ないようであり  
ますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって討  
論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきもの  
と決定されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時20分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） 再開します。

次に、認定第5号令和5年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題

といたします。

令和5年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） それでは、初めに、決算の全容について御説明申し上げます。

267ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額7,481万3,529円、歳出総額6,993万5,667円、歳入歳出差引額487万7,862円で決算いたしました。令和6年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も黒字で決算いたしております。

255ページへお戻り願います。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比について申し上げます。

1款使用料及び手数料、構成比25.4%、対前年度比プラス103.6%、2款県支出金、構成比0.1%、対前年度比0.0%、3款繰入金、構成比72.7%、対前年度比プラス172.1%、4款繰越金、構成比0.3%、対前年度比マイナス94.0%、5款諸収入、構成比1.5%、対前年度比プラス112.3%、6款財産収入、構成比ゼロ%、皆増でございます。歳入合計額は対前年度比でプラス124.9%、卸売市場使用料、一般会計繰入金が増加したことが主たる要因であると捉えております。収入未済額はゼロです。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 続いて、歳出の細部について御説明申し上げます。

決算書263、264ページをお開きください。

決算附表につきましては、155ページに記載しておりますので御参照願います。

初めに、1款市場事業費1項市場事業費1目市場管理費につきましては、予算執行率96.7%、対前年度比111.5%の増となっております。増額の要因につきましては、17節備品購入費において魚類選別機などを購入したことによるものであります。

265、266ページ、2項予備費については、支出等はなかったというところでございます。

以上、簡単ですが、市場事業特別会計の細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 1点だけお伺いします。

機械類を購入されたと、フォークリフトとか。この年度、電動のフォークリフトの入替えとか、その他いろいろ附表を見ても機器の入替えとかがあったようです。作業効率が上がったかと思うんですが、作業効率が上がっただけではなくて、フォークリフトなんかに関してはCO<sub>2</sub>が減った、排気ガス等が出なくなったというところが大きなところで、市場の管理という部分に関しては大きく寄与しているのかなと思います。市場ですから、油とかのトラブルが起こると後々に重大な事故を招くというところがあると思います。

そこでお伺いしたいのは、車両以外にも機械がいろいろ様々施設内で使われているのがあると思います。そういったものの突発的な故障ですか、そういったときの修繕というところはどうなっているのかお伺いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 委員御指摘のとおり、フォークリフトであったり、購入した魚類選別機であったりあるいは洗浄機であったりという一定程度の大きな備品といいますか、機械が市場の中にございます。当然、海水を扱う機械ですので、突発的な故障というのは時折あるというところがございます。修繕費はある程度もくろんでいるものプラスアルファで取ってはおるんですが、それでも足りないという部分につきましては2款予備費を流用して対応したいと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 この年度は予備費が使われてないので、もともとある予算内で対応可能だったという解釈でよろしいかと思うんですが、別に故障がなかったわけではないと思うんです。当然そういった仕事に支障を来しますので、随時修理が必要、故障しましたというところの連絡とかはきちっと取れていると思うんですけれども、そういう体制がきちんと整っていて、実は言いたいんだけども遠慮してだましまし使っているみたいなやり取りはないのか、その辺の管理ができていないのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） うちの職員も当然市場に出向いて水揚げの状況を確認したりして、漁協、卸売業者との情報共有といいますか、そういう連絡の取り方は密に行っているというところがございますので、一番は水揚げされた漁業者に御迷惑をかけない、いつでも魚が揚

げられるような状況にしておくのが我々の務めですので、そこは遅滞なくできるように体制を整えてまいりたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第6号令和5年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和5年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） 認定第6号令和5年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明をさせていただきます。

決算書268、269ページをお開き願います。

水道事業会計決算報告書でございます。

まず、3条予算、収益的収入及び支出でございます。1年間の企業の経営活動に伴い発生した収益と費用でございます。

上段の収入から、1款水道事業収益の決算額は6億4,843万495円となり、前年度比較で1,107万4,105円、1.7%の減となっております。

1項営業収益における給水収益につきましては、税抜きでの前年度比較で約4,090万円、率にして13.1%の減となっております。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の支援対策及び物価高騰対策として基本料金を合わせて5か月分減免したことによるものでございます。

2項営業外収益は2億9,832万337円で、内訳は減価償却に対する補助金相当の長期前受金戻入及び他会計補助金でございます。

3項特別利益4,839万5,347円は、過年度分の特別交付税について精算、収益化したことによる特別利益でございます。

下段の支出です。施設の運転管理等事業を運営するための費用になります。

1款水道事業費用の決算額は6億3,823万4,839円となり、前年度比較で2,120万9,254円、

3.2%の減となっております。

1項営業費用は6億1,620万8,954円、前年度比較で1,477万96円、2.5%の増となっております。

2項営業外費用は2,202万5,885円、前年度比較3,597万9,350円、62%の減となっております。企業債償還金などの費用でございます。

なお、収益的収支に係る前年度対比等については、決算書附属書類の280ページに事業収支に関する事項を載せてありますので、併せて御確認願います。

次に、270、271ページをお開き願います。

4条予算、資本的収入及び支出でございます。配水本管等設備の改良をするための支出とその財源となる企業債、補助金などの収入になります。

上段の収入1款水道資本的収入の決算額は1億6,912万1,625円となり、前年度比較で2億3,194万5,775円、57.8%の減でございます。要因につきましては、前年度決算において計上していたその他資本的収入の過年度分特別交付税精算による収益の減が主なものでございます。

1項企業債は8,620万円で、当年度実施した老朽管更新事業の財源として借入れを行ったものでございます。

2項出資金は3,354万8,625円で、これにつきましても連絡管整備事業、老朽管更新事業に対する一般会計からの出資金でございます。

3項負担金は、消火栓の設置、整備に係る一般会計負担金でございます。

4項補助金は4,757万3,000円で、国庫補助金でございます。

下段の支出1款水道資本的支出の決算額は3億8,665万5,247円となり、前年度比較で3,330万5,317円、7.9%の減でございます。要因については、水道施設災害復旧事業の減により、建設改良費に係る工事費の減少によるものが主なものでございます。

なお、建設改良工事の概要については、決算書附属書類の279ページに記載しておりますので、併せて御確認をお願いします。

2項企業債償還金は1億6,213万397円で、前年度比較で約312万円、1.9%の微増となっております。

4条の決算につきましては、2億1,753万円ほど収入が支出に対し不足しておりますが、欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金、消費税調整額で補填してございます。

以上が令和5年度の決算の概況ですが、収益的支出と資本的支出の合計から減価償却費を除いた決算の事業規模6億7,340万円は、前年度比較で約6,800万円、9.2%の減となりました。



次に、財務諸表について説明をさせていただきます。

273ページをお開き願います。

令和5年度水道事業損益計算書でございます。

この損益計算書は、令和5年度の事業成績を明らかにするための収益、費用、純利益の報告書になります。金額は税抜きでございます。

経営の概要としては、給水収益2億7,122万円と令和4年度と比較しますと4,093万円ほど減収しておりますが、ほぼ減収分以上がコロナウイルス感染症の支援対策として基本料金2か月分と物価高騰対策として基本料金3か月分を減免したことによるものでございます。

なお、減収分は一般会計から補填されております。

営業費用については、固定資産の増加に伴い減価償却費も増加しましたことから、その結果、営業損益も前年度より増加してございます。中段の経常利益はマイナス5,408万2,786円で、特別利益4,839万5,347円を加えた当年度純利益は568万7,439円の赤字となりました。

最下段の令和5年度末の累積欠損金は、マイナス5,990万7,141円でございます。

次に、274、275ページをお開き願います。

令和5年度水道事業剰余金計算書でございます。

この計算書は、資本剰余金及び利益剰余金が年度中にどのように増減したのかを示すものでございます。左側、資本金の年度末残高は13億7,400万円ほどでございます。前年度と大きく違っている点は、274ページに記載しております補助金でございます。これは制度改正に伴うもので、資本剰余金、補助金のうちマイナス54億3,082万円ほどを277ページ記載の貸借対照表にございます長期前受金に振り替えてございます。

続いて、275ページ、左から2列目の資本剰余金合計年度末残高が4億2,700万円ほどで、欠損金を差し引いた資本の合計は、右端の列で一番下になりますが、年度末残高が17億4,132万円となっております。

274ページ、下の段の表は欠損金処理計算書でございます。

次に、276、277ページをお開き願います。

令和5年度末現在の水道事業貸借対照表でございます。

この表は水道事業の財政状況を表すもので、令和5年度末日現在の保有資産、負債及び資本を総括的に表しているものになります。

276ページの資産の部、中段の固定資産の合計は121億8,919万円ほどで、前年度末から5億6,368万円、4.4%減少し、現金などの流動資産と合わせた最下段の資産合計は123億4,550万

5,012円でございます。

これに対し資本がどのようにして得られたかを示す負債・資本については、277ページ、負債の部合計は中段にありますとおり106億418万円ほどで、企業債が9億8,260万円ほど、国庫補助金などの繰延収益94億2,563万円ほどとなっております。

次に、資本の部でございますが、さきに剰余金計算書で説明したとおり、下から2番目、資本合計17億4,132万円ほどで、負債・資本の合計は、最下段、資産と同額123億4,550万5,012円でございます。

これら財務状況から経営状況を見ますと、長期的には欠損金の解消を図る努力をしながら運営をしなければならないと考えます。また一層これから経費節減に努めていきたいと考えてございます。

278ページ以降には、決算附属書類として建設工事の概要、業務量、キャッシュフロー等を載せておりますので、併せて御確認くださいようお願いいたします。

以上、水道事業会計決算の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 1点だけ確認させていただきます。

私の住んでいる地域でも年に何回か断水があるんですけども、断水のたびに防災無線できちんと告知いただいていると思います。残念ながら私は日中は自宅にいないもんですから、その放送を聞きかねることが多いんです。そこで、不確定なままお伺いして申し訳ないんですけども、その都度、給水車というのは出ているのかどうかを確認したいと思います。うちあたりはそれに備えて、各家庭もそうだと思いますが、必要な水を確保して、断水に備えてその日を過ごしているという現状がありますので、確認させていただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） 断水の都度、工事のための断水の都度、給水車は出ているのかというお尋ねでございます。

給水車はその都度出ておりません。アナウンスとしては、その時々によって違うのかもしれませんが、夕方6時であったり7時頃であったり、断水しますよということでアナウンスします。あと翌日もアナウンスして周知するというのでお伝えしてございます。というわけで給

水車は出してございません。

○委員長（後藤伸太郎君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 給水車を出したところで実際に利用する人がいるのかいないのかという話に多分なるのかなと。ただ、だからといってあてがわなくてもいいものなのかという判断はなかなか難しいのかなと今思ったんですけれども、ということだけ一応申し伝えさせていただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第7号令和5年度南三陸町下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和5年度南三陸町下水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） 認定第7号令和5年度南三陸町下水道事業会計決算の細部説明をさせていただきます。

決算書は297、298ページをお開き願います。

下水道事業会計決算報告書でございます。

本会計は、令和5年度から漁業集落排水事業特別会計と公共下水道事業特別会計を統合し、公営企業法会計へと移行した決算となっております。

まず、3条予算、収益的収入及び支出でございます。1年間の企業の経営活動に伴い発生した収益と費用でございます。

上段の収入から、1款下水道事業収益の決算額は9,621万3,139円となっております。

次に、1項営業収益が1,732万2,050円でございます。

続いて、2項営業外収益が7,889万1,089円でございます。内訳は、減価償却に対する補助金相当の長期前受金戻入及び他会計補助金でございます。

下段の支出です。施設の運転管理等事業を運営するための費用になります。

1 款下水道事業費用の決算額は1 億1,416万6,057円となっております。

1 項営業費用は1 億261万9,237円、2 項営業外費用は1,031万6,420円、企業債償還金利子などの費用でございます。3 項特別損失123万400円は、公共下水道事業の令和4 年度分消費税及び地方消費税でございます。

次に、299、300ページをお開き願います。

4 条予算、資本的収入及び支出です。下水道施設を整備するための財源の支出となります。

上段の収入1 款下水道資本的収入の決算額は1 億891万8,250円となっております。

1 項企業債は530万円で、下水道会計支援業務の財源として借入れを行ったものでございます。

2 項出資金3,450万円は、建設改良費に対する一般会計からの出資金でございます。

3 項その他会計補助金4,520万4,000円は、企業債元金償還金に対する一般会計からの補助金でございます。

4 項負担金143万3,000円は、企業債償還金のうち臨時措置分として借り入れた企業債の償還金について一般会計からの負担金でございます。

5 項国庫補助金2,248万1,250円は、歌津浄化センター更新事業による国庫補助金でございます。

下段の支出1 款下水道資本的支出の決算額は9,159万8,623円でございます。

1 項建設改良費は4,496万2,500円でございます。建設改良工事の概要については決算書附属書類の308ページに記載しておりますので、併せて御確認をお願いします。

2 項企業債償還金は4,663万6,123円、前年度比較で682万1,933円、12.7%の減となっております。

次に、財務諸表について御説明させていただきます。

302ページをお開き願います。

令和5 年度下水道事業損益計算書でございます。

この損益計算書は、令和5 年度の事業成績を明らかにするための収益、費用、純利益の報告書になります。金額は税抜きでございます。

経営の概要としましては、営業収益が1,577万5,795円、このうち下水道使用料が1,548万3,295円でございます。営業費用においては、公営企業会計へと移行したことにより、新たに償却資産が6,373万6,331円追加され、合計で1 億21万719円となりました。

なお、当年度純利益はマイナス1,628万4,355円の赤字となりました。

次に、303、304ページをお開き願います。

令和5年度下水道事業剰余金計算書でございます。

この計算書は資本剰余金及び利益剰余金が年度中にどのように増減したかを示すもので、左側の資本金の年度末残高は1億1,353万円ほど、304ページ、左から2列目、補助金などの資本剰余金の合計は1,376万円ほどで、欠損金を差し引いた資本の合計は、右側の列ですが、1億1,101万円ほどとなっております。303ページ、下の段の表は欠損金処理計算書でございます。

次に、305、306ページをお開き願います。

令和5年度末現在の下水道事業貸借対照表です。

この表は下水道事業の財政状況を表すもので、令和5年度末日現在の保有資産、負債及び資本を総括的に表しているものになります。

305ページの資産の部、中段の固定資産の合計は19億6,075万円ほどで、現金などの流動資産と合わせた最下段の資産合計は20億2,540万9,633円でございます。

これに対し資産がどのようにして得られたかを示す負債・資本については、306ページ、負債の部合計は中段にありますとおり19億1,439万円ほどで、企業債が3億5,429万円ほど、国庫補助金などの繰延収益15億632万円ほどとなっております。次に資本の部でございますが、さきに剰余金計算書で説明したとおり、下から2段目、資本合計が1億1,101万円ほどで、負債・資本の合計は、最下段、資産と同額20億2,540万9,633円でございます。

令和5年度から公営企業会計に移行したわけでございますが、経営状況の把握を十分に行い、下水道事業の持続的で安定的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。また、経費の節減には意をもって取り組んでいきたいと思っております。

307ページ以降には決算附属書類として、建設工事の概要、業務量、キャッシュフロー等を載せておりますので、併せて御確認くださいようお願いいたします。

以上、下水道事業会計決算の細部説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。三浦清人委員。

○三浦清人委員 1点だけですが、これは所長に質問するよりも企画課長のほうがいいかな。

公営企業法の処理する際に、減価償却は必ず100%出さなくてはならないことになっておるのか

どうか。多分計上なっているのは減価償却費100%の金額だと思うんですが、制度、所長、分かりますか。

○委員長（後藤伸太郎君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） 減価償却費について100%出さなければいけないのかということなんですけれども、資産を取得して、例えば耐用年数が40年だとします。400万円の資産を取得して、その耐用年数、償却期間が仮に40年だとします。そうした場合、1年間に40万円ということで計上するのが一般的で、そのとおり進めてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） それはそうだ。減価償却の仕組みは分かっていると思うんですけれども、100%載せる義務があるのかどうかということですか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 要は一千何百万円の赤字なのね。それはいいんです、減価償却費よりはるかに少ない赤字なので。だからそこを上手にしろというんでないんだけど、1,000万円あるいは2,000万円ぐらいの減価償却費を上手に調整すると赤字が増えなくなるということを言いたいのであって、公営企業法の場合は確実に100%計上しなくてならないという決まりでもあるのかどうか。民間はできるんです、民間はね。じゃあその返答は後で。終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） 後刻お知らせいただくということによろしいですか。（「はい」の声あり）分かりました。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午前 11時58分 休憩

---

午後 1時09分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第8号令和5年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和5年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明を求めます。南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） では、認定第8号令和5年度南三陸町病院事業会計の細部説明をさせていただきます。

細部説明に入らせていただく前に、この決算書に表してない当院への医師支援について御報告をさせていただきます。

令和5年度におきましても、前年度に引き続き宮城県から自治医科大学卒業医師の配置事業として内科医師1名と整形外科医師1名の計2名の派遣をいただきました。また、東北大学病院からは地域医療支援事業として内科医師1名の支援をいただくとともに、その他外来非常勤科に対する医師の定期派遣をいただいているところでございます。同大学病院からは月20日程度の当直支援や土日・祝日等の日当直についても御支援をいただいております。さらには、透析診療については、診療開始以来、継続して透析診療に関わるシステム管理をいただくとともに、所属の透析担当医師による週1回程度の透析診療にも御協力を頂戴しております。ありがとうございます。

それでは、細部説明をさせていただきます。

初めに、令和5年度の患者数を申し上げますので、決算附属書類、決算書の336ページになります。お開きいただきたいと思います。

令和5年度の入院患者数は、入院が2万7,277人、外来は4万4,227人で、令和4年度との比較では入院で1,036人の増、外来では33人減になりました。1日当たりの患者数で言いますと入院が74.5人、外来は180.5人で、令和4年度との比較では入院で2.6人の増、外来で1.6人の減という状況でございます。

なお、隣の337ページにこれから説明いたします収益的収支の令和4年度との比較がございしますので、こちらも参考に見ていただければと思います。

それでは、決算書の324ページ、325ページにお戻りください。

収益的収入及び支出について説明をいたします。

初めに、収入になります。

病院事業収益は18億1,363万863円で決算し、令和4年度との比較では729万1,173円、0.4%の増となりました。予算に対する収入率は92.2%となります。このうち医業収益につきましても1,522万1961円、1.2%の増となっております。

次に、支出につきましては、病院事業費用として18億3,396万6,113円で決算し、令和4年度

との比較では3,596万1,775円、2.0%の増となりました。予算額に対する執行率は93.2%となります。このうち医業費用は18億2,228万8,794円で決算し、令和4年度との比較では3,611万2,374円、2.0%の増という内容でございました。

次に、326ページ、327ページ、資本的収入及び支出でございます。

施設の整備や企業債の償還等の支出の財源として、企業債収入や一般会計からの出資金が計上されてございます。

初めに、収入でございますが、病院事業資本的収入額は2億19万9,080円で決算し、令和4年度との比較では7,795万5,997円、63.8%の増となりました。医療機器等の購入による企業債による収入額が主な要因でございますが、企業債の内訳は、決算附属書類、決算書339ページに詳細を記載してございます。

続きまして、支出でございます。

病院事業資本的支出ですが、2億19万2,724円で決算し、令和4年度との比較では7,800万2,304円、63.8%の増となりました。増額となりました主な要因は建設改良費の増となりますが、建設改良に関する主要な契約につきましては、決算附属書類、決算書338ページに記載していただきますので御確認をお願いいたします。

続きまして、財務諸表について説明をいたします。328ページをお開きください。

損益計算書になります。

事業年度の経営成績を明らかにするために作成する決算書類で、税抜きの表記となりますので、決算報告書の数値とは合致いたしません。

まず医業収益が13億403万6,986円で、令和4年度との比較では1,738万7,565円、1.4%の増となりました。

次に、医業費用は17億6,789万528円で、令和4年度との比較では3,218万774円、1.9%の増となり、差引き4億6,385万3,542円の医業損失となりました。営業収益が増加に転じた一方で、医業費用も材料費の増加を受け、収益を上回る増加となったことから、令和4年度との比較では医業損失が1,479万3,209円の増という結果になりました。

なお、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症になったこともあり、新型コロナワクチン接種に係る公衆衛生活動収益は1,472万970円で、令和4年度との比較では1,898万4,141円、56.3%の大きな減となっております。

次に、医業外収益につきましては5億310万1,270円と、令和4年度との比較では832万6,090円、1.6%の減となっております。



なお、一般会計負担金は3億4,000万円と、令和4年度と同額となっております。

その他、医業外費用及び特別利益に損失を加えた最終的な当該年度の純損失は2,033万5,250円となり、前年度繰越欠損金が8億2,944万1,965円となっておりますので、年度末での未処理欠損金の額は8億4,977万7,215円となりました。

年度別の損益の状況は、決算附属書類、決算書339ページに記載してございます。

なお、その他特別損失270万円につきましては、南三陸町医学生等修学資金貸付制度において、病院業務への従事期間が満了となった者1名について償還免除としたことによるものでございます。

貸付基金の運用につきましては、決算附属書344、345ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、329ページ、330ページをお開きください。

剰余金計算書になります。

資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を示すもので、当該年度の変動としては、自己資本金に一般会計からの繰入金を、資本剰余金には南三陸町医学生等修学資金貸付金の利息を計上いたしてございます。

次に、下段の欠損金処理計算書ですが、自己資本金、資本剰余金及び未処理欠損金等が議会の議決による処分により変動した残高の計算書となっておりますが、令和5年度内の変動はございません。

次に、331ページ、332ページをお開きください。

病院事業貸借対照表でございます。

事業年度末日の財政状況を明らかにするために作成される決算書類です。

資産といたしましては、建物等の固定資産、現金等の流動資産を合わせ43億6,017万6,803円、令和4年度との比較では固定資産の償却等により940万7,261円減少してございます。

対して、負債及び資本でございますが、負債は企業債繰延収益としての長期前受金等を合わせて43億1,703万6,601円、資本合計は自己資本金剰余金としての国・県補助金、欠損金等を合わせまして4,314万202円で、負債・資本合計はバランスシートでございますので資産合計と一致するものでございます。

以上、財務諸表の説明とさせていただきますが、先ほど来申し上げております334ページから345ページに決算附属書類として事業内容等を詳しく掲載してございますので、併せて御確認をいただければと思っております。

以上、病院事業会計の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 1点だけお伺いいたします。

附表のほうが分かりやすいので、336ページについて、1点お尋ねいたします。

総括質疑で町長にも病院の件はお尋ねしまして、医師の確保というのは最重要の課題であると捉えているんですけども、特にニーズが大きい小児科医についてお尋ねしたいと思います。

今、週3回ということで、診療は午前ということで、午後は健診とかいろいろ予防接種に当たると理解しているんですけども、令和5年度の数値を見ますと増えているんですね、約40%増と、増えております。それだけ利用する方が非常に多いというニーズも感じているんですが、同時に、質問したいのは、診療日数とか診療所が決まっていますので、増えたことによって、これは現場の状況なんですけれども、例えば診療の混雑ですとか、増えたことによって一人一人の診療時間が当然短くなるのではないかと、同じ時間内でやるとすれば、増えたことによって短くなるのではないかと、どうしても思ってしまうんですが、その点について、令和5年度の状況を知りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 小児科の診療体制につきましては、委員がおっしゃられたとおり、週3回、午前中を中心に診療いただきまして、午後は健診等の対応をいただいているということで、非常勤科ということで対応させていただいております。

令和4年度も令和5年度も体制に変わりはありませんでして、数字的には増えた傾向に見られるんですが、そこは午前中しか診療していないから短く対応しているとかということではなくて、可能な限りそこは御対応いただいているということでございます。その分、逆に、午後に予定されていた予防接種とかの時間が少し後ろにいくということも、そういうのは状況としてはあり得るんですけども、きちんとそこは対応していただいているということで、引き続き図っていきたいと思っております。

また、今年度から子育て支援という観点で保健福祉課とも協力をさせていただいて、なお社会福祉協議会の御協力をいただいて、この週3回の診療日に医療ボランティアの派遣をいただいております。そういったニーズにも対応していくような取組を今図らせていただいているという状況でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 分かりました。混雑に対してどうだろうかという部分と、結局、診療時間だけじゃなくて、待ち時間が増えてくると、なかなか皆さんも待っている時間が長いな、もっと早く、例えばほかの病院にみたいな考え方もどうしても生まれてしまうのかなとも推察しますので、待合室の工夫ですとかそういった部分が始まったことは分かっておりましたので、引き続き、これは町民の皆様の協力ももちろん必要ではあるんですけども、ほっとバンクメンバー活用ということで、ぜひ継続してほしい部分と、あとこれは小児科だけでなく全体的に言えることかもしれませんが、派遣で医師がいらっしゃっている現状の中で、例えば若手の方が来ました、でもなかなか、1年で交代するのか、2年で交代するかというのは、かかる側、受診する人にとってもすごく気になる問題というか、その点について、もちろん交代したからといって医療の質が下がるということではないとは思いますが、その交代頻度というのはかなり頻繁に行われているものなのか、はたまた3年ぐらいのスパンできちんと派遣の方が決まっているものなのかどうか、その現状も知りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 多くは東北大学病院からの派遣をいただいているという状況でございます、当然、東北大学病院の医局側の都合もございまして、大体年度の単位で派遣を調整していただいているというのが実質でございますので、継続的に同じ先生に診療いただくというのが患者さんにとってはいいということにはなるんだと思いますけれども、そういった事情をぜひ御理解をいただければと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 私もかかりつけ医がいますけども、やはり信頼できる先生というのは長くお付き合いしたいなということもありまして、その辺のところはまたいろいろな折衝があると思うので、鋭意努力をしていただきたいと願っております。

そして、最後にお聞きするのは、やはりどうしても医師確保というのはすごく難しい問題でもあると同時に、ただ、いろいろな工夫もされていることも理解しております。特に地域医療の底辺拡大という意味では地域医療研修生の受入れも積極的に行うと先般の強化プランでもうたわれているようでございますので、令和4年度に6病院28名を受入れして、令和5年度も7病院27名予定という記載がありましたので、積極的にこれは拡大していくということですか。受入れ人数も増やしていくという意味合いの積極性なのか、それとも地域医療に興味を持っていただく仕掛けとして総体的に考えているものなのか、その辺の考え方も含めてお示しいただ

きたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 際限なく引き受けられるかといいますと決してそういうことではなくて、患者数の推移とか施設の規模におきまして、例年大体同じぐらいの規模の先生方をお迎えするという状況になります。最大限こちらで御協力できる部分は御協力申し上げて、それも医療の提供の一助になるということでもありますので、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございますか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 単年度の損失が2,000万円、減価償却が、これは100%で見ているんですが、1億6,000万円、非常にすばらしい、いい経営だと思っております。この規模の自治体病院としては、約1億円以内であれば、まあまあかなと常に思っておりますので、この数字というのはすばらしいと思っております。

質問ですけれども、職員の方々はいろいろな研修をしていると思います。病院側も、その資格を取ることによって戦力として、病院側の戦力として働いてもらうということで、いいことなんです、質問したいのは、いろいろな資格がありますよね、資格。資格を取得した際に、その資格に対する病院側の何というんですかね、給料とか手当とかというものが細かくうたってあるのかなということを知りたいわけです。例えば准看が正看に格上げというか、資格がある場合はある程度決まっていると思うんですが、細部にわたって、本当に病院側としての戦力となり得る資格を取得した場合の病院側の待遇というか、そういうものがきちっと示されていないと、せっかく取っても、我が町の病院には手当がない、隣の病院に手当がある、そうするとどうしてもそちらのほうに行きはしないかと。ほんでなくても人材不足といいますか、職員不足で悩んでいるわけですから、そういうことで人数が減っていかれてはまずいなという思いで見ているわけなんです、その辺のところ、うんと細かくでなくても、せっかく取った資格を生かせるような体制づくりが大事ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） お答えをさせていただきます。

病院に勤務いただくスタッフの皆さんは、当然医師も含めてなんですけれども、国家資格等をお持ちの方々でございますので、基本的にはそういったものというのは基本の給与に反映されているということになろうと思います。それに加えて、いわゆるスキルアップとか自己研さんの、もしくは病院の運営上必要な資格というのも出てまいりますので、そういったも

のも取得していただくというケースは当然ございます。先ほど決算でも御説明させていただきましたが、一番は医学生等の貸付制度を持ってございますので、そもそも資格を取るところに予算されているという部分もあります。

一方、委員がお尋ねのプラスアルファとなった部分に対する病院としての何か手当があるのかということになりますと、残念ながら今現在は持ち合わせていないというのが正直なところでございます。

人材確保が難しい時代になりましたので、逆に、人材を流出させないという観点では当然給与面や福利厚生といったところを充実していくというのは必要な部分と私も認識をいたします。

一方、当然そこには財源というものがなくなってまいりますので、それも検討しながら、併せて職場環境であったりですとか、そのスキルが十分に発揮できるような体制づくりというものと一緒に検討していかないといけないのかなと思っておりますので、引き続きその点については意をもって取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 奨学金制度とかそういったのがきちっとあって、それを利用した方はそこに何年なくちゃならないとか決まりがあるわけです。それ以外はあまりないので、どこの病院に行こうが個人の自由ですから、止めることもできない。ただ、その資格を取得したことによっての病院側の待遇というものをある程度打ち出していれば、そういった心配も少なくなるんじゃないかなという思いがありますので、ぜひそういった制度を整備していただければと思います。町長、管理者ですよ。どうですか、今の考え方。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おっしゃるとおりです。考え方そのものについては全然間違っていないし、今、看護師の引き合いというものがあちこちありますので、何とかこの病院でしっかり頑張ってもらえるような、そういった手当のことをこれからどうするか、これから議論しますが、いずれそういうことも当然視野に入れて考えなければいけない問題だと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ページ数336なんですけれども、業務量について伺いたいと思います。

先ほど事務長説明あったんですが、1日の外来というか、年間4万4,000人、1日平均180人という説明だったんですけれども、そこで伺いたいのは、この180人という数字は延べの分が入っているのか、入っていないのか。よく聞くと1人の患者が皮膚科に行った、歯医者さんに行った、整形に行ったとなった場合だと実数というのは多分180人にならないと思うんですけれども、

ここに表示されているのは、要は診察券を入れて番号が出てきて、そして180番までなっているのか、なっていないのか、そこの確認をお願いしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） おっしゃるとおりで、延べの数字ということになりますので、その内容で間違いはないと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 延べということで、分かりました。

そこで、その日によっても違うんでしょうけれども、平均的にざっくり見て、例えば1人の患者が3つわたった場合は60とかそういう数字が出ると思うんですけども、分かるんでしたらお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 大変申し訳ございませんが、お一人お一人ということでカウントしてございませんので、把握というのはなかなか難しいんですけども、全体数として現在この180名ぐらいというのがここ近年の1日当たり平均の推移として見られているということなので、一つ基本となる数字なのかなと思っています。ですので、この数字をクリアできることを目標に体制として取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第9号令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明を求めます。南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） では、認定第9号令和5年度南三陸町訪問看護ステ

ーション事業会計決算の細部説明をさせていただきます。

決算書346ページ、347ページからになります。

収益的収支に係る令和4年度との比較や事業概要につきましては、決算附属書類、決算書354ページ以降に記載をさせていただきます。

初めに、収入でございます。

訪問看護ステーション事業収益は4,721万4,821円で決算し、令和4年度との比較では781万8,242円、19.8%の増となりました。増加の主な要因は、利用者の増加に伴う訪問看護療養費の増収によるものでございます。

支出につきましては、訪問看護ステーション事業費用として4,278万2,491円で決算し、令和4年度との比較では52万1,530円、1.2%の増となりました。

続きまして、財務諸表について御説明いたします。348ページをお開きください。

損益計算書でございます。

事業年度の経営成績を明らかにするために作成する書類でございます。税抜きの表記となっております。

まず事業収益が4,718万6,082円、それに対して事業費用が4,245万7,003円、差し引きまして472万9,079円の事業利益が生じました。その他、事業外収益、費用及び特別利益、損失を加えた最終的な当該年度の純利益は443万2,330円となります。結果、当年度未処理剰余金の額は3,320万3,557円となりました。

次に、349ページ、350ページをお開きください。

剰余金計算書ですが、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を示すもので、当該年度の変動といたしましては、利益剰余金に当該年度純利益として443万2,330円を計上してございます。

次に、351ページ、352ページをお開きください。

訪問看護ステーション事業貸借対照表でございます。

事業年度末の財務状況を明らかにするために作成される決算書類でございます。

資産といたしましては、車両の有形固定資産、現金等の流動資産を合わせて3,572万2,717円、令和4年度との比較では現金預金の増により452万7,131円の増となっております。

対して、負債及び資本でございますが、負債は未払金、繰延収益としての長期前受金等を合わせまして65万495円、資本は利益剰余金として3,572万2,717円で、負債・資本金合計がバランスシートでございますので資産合計と一致するものでございます。

以上、簡単でございますが、訪問看護ステーション事業の細部説明とさせていただきます。  
よろしくお願いたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

以上、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの9案は、全て認定すべきものと決しました。

本特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告書を作成し、議長に報告することといたします。

これをもって令和5年度決算審査特別委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。

一言御挨拶を申し上げます。

4日間にわたる審査、大変お疲れさまでした。

大体全てメモしてあるんですけれども、手元のメモによると176件ほど質問、質疑があったのかなと思います。質疑と答弁がかみ合うよう精いっぱい取り計らったつもりではありますが、至らぬ点がありましたら御容赦いただきたいと思います。自由闊達な議論であったと感じております。大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。



午後1時43分 閉会